

新型コロナウイルス感染症に係る教職員の勤務等の取扱いについて

2020年7月2日
理事長決裁
(2022年9月12日改正)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本学の教職員に感染者が発生した場合等における勤務等の取扱いについて、以下のとおりとする。

1 感染者となった場合〔病気休暇〕

教職員の感染が判明した場合には、病気休暇を取得し、出勤しないこととする。

病気休暇の期間は、療養（保健所による自宅待機指示期間満了日又は発症日の翌日から7日）が終了するまでとする。

なお、無症状患者（無症状病原体保有者）の病気休暇の期間は、療養（保健所による自宅待機指示期間満了日又は検査により陰性が確認された場合、発症日の翌日から5日）が終了するまでとする。

2 濃厚接触者に特定された場合〔職務専念義務免除〕

（1）同一世帯内で感染者が発生した場合

濃厚接触者の待機期間は、当該感染者の発症日（当該感染者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間（6日目解除）とする（※1）が、2日目及び3日目の抗原定性検査キットを用いた検査（※2）で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除を可能とする。また、この場合における解除の判断を個別に保健所に確認することは要しない。

※1 上記いずれの場合であっても、7日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者や基礎疾患を有する者等感染した場合に重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）との接触やハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関（以下「ハイリスク施設」という。）への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクを着用すること等の感染対策を求めることとする。

※2 当該同一世帯等の中で別の同居者が発症した場合は、改めてその発症日（当該別の同居者が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該感染者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

（2）大学内等で感染者が発生した場合

会話の際にマスクを着用していないなど感染対策を行わずに飲食を共にした

もの等は5日間を待機期間とする。

※検査による陰性確認などについては（１）を準用

3 感染が強く疑われPCR検査等の対象となった場合〔職務専念義務免除〕

感染を疑う症状が強く、保健所や医師の指示によりPCR検査の対象となった場合には、結果判明まで職務専念義務免除により出勤しないこととする。

出勤しない期間は、PCR検査等の結果により、次のとおりとする。

- ・陽性の場合は、上記１に同じ。
- ・陰性の場合は、治癒まで年休。

4 感染を疑う症状※がある場合〔交通途絶休暇〕

風邪症状など感染を疑う症状がある場合には、出勤を自粛し、新型コロナウイルス感染症発熱外来の受診又は検査キットによる検査を受診すること。

ただし、医療機関を受診し、発熱等の原因が他人に感染を及ぼす危険のない別疾患による（例：発熱の原因が虫垂炎であった、咳の原因がアレルギー性咳嗽であったなど）と診断された場合は、その時点で交通途絶休暇としての扱いをやめ、病気休暇又は年次有給休暇とする。

※発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等

5 同居者等に濃厚接触者や感染が強く疑われる者がいる場合〔交通途絶休暇〕

出勤を自粛すること。出勤の再開に当たっては、同居者等が感染していないことを確認すること。

6 ワクチン接種

（１）業務（※）による新型コロナワクチン接種について〔職務命令〕

業務遂行（臨地実習、県からの要請により保健所への支援、ワクチンの集団接種など理事長が兼業を許可したものをいう。）のために必要な行為として、職務に関するものであるものは職務命令とする。

（２）（１）以外の教職員の新型コロナワクチン接種について〔職務専念義務免除〕

教職員が接種等に要する時間について、授業等業務運営に支障のない範囲で職務専念義務を免除することができるものとする。

なお、ワクチン接種を受けるために要する往復時間等も含むものとする。

（３）留意事項

ワクチン接種は自由意思に基づくものであり、接種を希望しない教職員の意に反して接種を命ずることのないよう留意すること。

また、接種を受けていない教職員に差別的な扱いをすることのないよう留意す

ること。

7 ワクチン接種後の副反応（※）〔職務専念義務免除〕

新型コロナウイルスワクチンを接種後、発熱等の副反応がみられる場合には出勤を自粛すること。なお、48 時間以内に副反応の症状が消失すれば出勤は可能とする。

（ただし発熱に対する解熱剤を 12 時間未使用で経過した場合に限る）

なお、COVID-19 を疑う症状（上気道症状、下痢、味覚・嗅覚障害等）を伴うときには上記 4 の取り扱いとする。

※ ワクチン接種後の副反応として、発熱、倦怠感、頭痛、接種部位の疼痛、発赤、腫脹などが認められる。

8 学校等の臨時休業等の取扱い〔交通途絶休暇〕

学校等の臨時休業等により、教職員が子の世話を行わなければならない場合は勤務しないことを可能とする。

※ 「臨時休業等」は、新型コロナウイルス感染症に伴う学童保育の休止や幼稚園、保育園の休園等をいう。

※ 「世話を行わなければならない場合」は、共働き家庭などの留守家庭で子供の預け先がなく子供だけで留守番をすることが困難な場合であって、教職員以外に世話をを行う者がいないことから仕事を休まざるを得ない場合をいう。

9 在宅勤務の取扱い

出勤しない場合において、症状がないなど勤務が可能な場合は、在宅勤務を行うことができる。

10 非常勤職員の勤務の取扱い

上記 1、6、7 については職務専念義務免除とし、2～5、8、9 については上記と同様の取扱いとする。

11 臨時職員の勤務の取扱い

上記 1～8 について、交通途絶休暇を適用する。なお、6 については、接種等に要する時間（ワクチン接種を受けるために要する往復時間等も含む。）に限る。

11 危機管理担当窓口への報告

教職員自身が新型コロナウイルス感染症の感染者となった場合及び同居家族が陽性者となった場合には、メールフォームにて危機管理担当窓口へ報告する。

アドレス <https://business.form-mailer.jp/fms/15402508164300>

